議案第１６号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務の廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第２８６条第１項の規定による協議を行うに当たり、同法第２９０条の規定により議会の議決を求める。

令和７年１２月５日提出

匝瑳市長　　宮　内　　康　幸

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号を次のように改める。

十四　削除

別表第一中「鋸南町　三芳水道企業団　長門川水道企業団」を「鋸南町　長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合　九十九里地域水道企業団　夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合　南房総広域水道企業団　千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「鋸南町　三芳水道企業団　長門川水道企業団」を「鋸南町　長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合　九十九里地域水道企業団　夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合　南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「鋸南町　三芳水道企業団　長門川水道企業団」を「鋸南町　長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合　九十九里地域水道企業団　夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合　南房総広域水道企業団　千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組

合　千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第十四号に掲げる事務の項を削る。

附　則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。

（参考）

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正後	改正前
第一条・第二条　略 （組合の共同処理する事務） 第三条　組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 一～十三　略 十四　削除 十五・十六　略 ２　略 第四条～第十四条　略 附　則　略 別表第一（第二条関係） 千葉市（銚子市～御宿町　略）　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合～東総地区広域市町村圏事務組合　略）　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合～山武郡市広域水道企業団　略）　印旛郡市広域市町村圏事務組合　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合 別表第二（第三条第一項関係） 共同処理する事務：第三条第一項第一号に掲げる事務 共同処理する団体：銚子市（館山市～御宿町　略）　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合～東総地区広域市町村圏事務組合　略）　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合～山武郡市広域水道企業団　略）　印旛郡市広域市町村圏事務組合　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合	第一条・第二条　略 （組合の共同処理する事務） 第三条　組合の共同処理する事務は次の各号に掲げる事務とし、組合は別表第二上欄に規定する事務の区分に応じ、当該下欄に掲げる組織団体の当該事務を共同処理する。 一～十三　略 十四　職員採用試験の合同実施 十五・十六　略 ２　略 第四条～第十四条　略 附　則　略 別表第一（第二条関係） 千葉市（銚子市～御宿町　略）　鋸南町　三芳水道企業団　長門川水道企業団　国保国吉病院組合～東総地区広域市町村圏事務組合　略）　印西地区消防組合　九十九里地域水道企業団　夷隅郡市広域市町村圏事務組合～山武郡市広域水道企業団　略）　印旛郡市広域市町村圏事務組合　印西地区環境整備事業組合　南房総広域水道企業団　千葉県後期高齢者医療広域連合 別表第二（第三条第一項関係） 共同処理する事務：第三条第一項第一号に掲げる事務 共同処理する団体：銚子市（館山市～御宿町　略）　鋸南町　三芳水道企業団　長門川水道企業団　国保国吉病院組合～東総地区広域市町村圏事務組合　略）　印西地区消防組合　九十九里地域水道企業団　夷隅郡市

	改正後	
第三条第一項第二号に掲げる事務	印旛郡市広域市町村圏事務組合～山武郡市広域水道企業団　略）　印西地区環境整備事業組合	
第三条第一項第三号に掲げる事務	略（銚子市　館山市～御宿町　略）　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合～東総地区広域市町村圏事務組合　略）　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合（印旛郡市広域市町村圏事務組合～山武郡市広域水道企業団　略）　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合	
第三条第一項第四号に掲げる事務の項～第三条第一項第十三号に掲げる事務の項	略（	

	改正前	
第三条第一項第二号に掲げる事務	広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合（～山武郡市広域水道企業団　略）　印西地区環境整備事業組合　南房総広域水道企業団	
第三条第一項第三号に掲げる事務	略	
第三条第一項第四号に掲げる事務の項～第三条第一項第十三号に掲げる事務の項	銚子市　館山市～御宿町　略）　鋸南町（三芳水道企業団　長門川水道企業団　国保国吉病院組合～東総地区広域市町村圏事務組合　略）　印西地区消防組合　九十九里地域水道企業団　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合（～山武郡市広域水道企業団　略）　印西地区環境整備事業組合　南房総広域水道企業団　千葉県後期高齢者医療広域連合	
第三条第一項第十四号に掲げる事務	略	銚子市　市川市　船橋市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香

改正後		
		第三条第一項第十五号に掲げる事務の項及び第三条第一項第十六号に掲げる事務の項
		略

改正前		
		第三条第一項第十五号に掲げる事務の項及び第三条第一項第十六号に掲げる事務の項
	取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町	略